東串良町告示第9号

東串良町伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱要綱を次のように定めた。

令和2年3月24日

東串良町長　宮原　順

東串良町伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の８第１項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出及び法第10条の８第２項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告に関し必要な事項を定めるものとする。

　（届出書等の提出）

第２条　土地所有者等は、立木を伐採するにあたり、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第９条の規定により、伐採を開始する日前90日から30日までの間に、町長に伐採及び伐採後の造林の届出書（別記第１号様式。以下「届出書」という。）を提出しなければならない。

２　土地所有者等の提出する届出書には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表右欄に掲げる場合に添付しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 添　付　書　類 | 備　　　考 |
| １　添付書類が確認できる書類 | チェックリスト（別記第２号様式） | 必須 |
| ２　伐採地及び搬出道が確認できる書類 | 伐採地の位置図又は字図（地籍図）に搬出経路をマーキングしたもの | 必須 |
| ３　土地所有者が確認できる書類 | 伐採地の登記簿謄本等 | 必須 |
| ４　土地所有者等の住所が確認できる書類 | 住民票（マイナンバーの記載を省略したもの） | 必須（土地所有者が森林所有者等と同一でない場合は、森林所有者分も添付すること。） |
| ５　土地所有者等の意思が確認できる書類 | 確約書（別記第３号様式） | 必須 |
| ６　伐採者の意思が確認できる書類 | 確約書（別記第４号様式） | 必須 |
| ７　土地所有者及び森林所有者等の変更を確認できる書類 | 戸籍謄本（相続一式）  土地の売買契約書又は立木の売買契約書 | 登記簿謄本記載の土地所有者と届出書の土地所有者が異なる場合、又は登記簿謄本記載の土地所有者と森林所有者等が異なる場合。 |
| ８　その他 | 委任状（別記第５号様式） | 必要と認める場合 |

　（計画の審査）

第３条　町長は、前条の規定により提出された届出書が、東串良町森林整備計画に適合したものであるかについて審査するものとする。

２　町長は、前項の審査により、届出書に記載された内容が東串良町森林整備計画に適合すると認められるときは、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（別記第６号様式）を、それ以外のときは伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書（別記第７号様式）を森林所有者等に通知するものとする。

　（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告）

第４条　森林所有者等は、届出書に記載した人工造林、天然更新による造林又は林地転用に伴う伐採が終了した日から30日以内に法第10条の８第２項の規定により、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（別記第８号様式）を提出しなければならない。

　（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。